

事務連絡
平成 23 年 4 月 11 日

岩手県県土整備部 砂防災課長 殿
宮城県土木部 防災砂防課長 殿
福島県土木部 河川整備課長 殿
茨城県土木部 河川課長 殿
栃木県県土整備部 河川課長 殿
千葉県県土整備部 河川環境課長 殿
仙台市建設局百年の杜推進部 河川課長 殿
千葉市建設局下水道建設部 都市河川課長 殿

国土交通省 河川局 防災課
課長補佐 木村 秀治

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の
簡素化について（通知）

標記について、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による甚大な被害の発生状況に鑑み、災害復旧事業の速やかな処理を図るため、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、貴管内市町村に対してもこの旨周知することをお願いする。

記

1. 査定の簡素化の対象となる災害については、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に限る。

2. 査定の簡素化の対象となる地域については、

{	岩手県	全域とする。
	宮城県（仙台市を除く）	
	福島県	
	茨城県	
	栃木県	
	千葉県（千葉市を除く）	
	仙台市 千葉市	

3. 総合単価を使用することができる一箇所工事の国庫負担申請額を、一千万円未満から一億円未満に引き上げる。

4. 「公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和 32 年 7 月 15 日付け建河発第 351 号建設省河川局長通知）」第十二第一項について、机上査定の適用を一箇所工事の国庫負担申請額を三百万円未満から五千万円未満に引き上げる。

なお、被災写真及び図面等、被災状況を説明できる資料については、下記「7 .」に準じて整備すること。

- 5 . 「災害復旧事業における総合単価の使用の運用について(昭和 62 年 5 月 1 日付け建河防発第 71 号)建設省河川局防災課長通知」第 3 項の、総合単価を・・・現地調査時の処理条件等により・・・について、一千万円以上を一億円以上に、一千二百万円を一億二千万円に引き上げる。

 - 6 . 「災害復旧事業における総合単価の使用の運用に関する留意事項について(平成 11 年 7 月 9 日付け)建設省河川局防災・海岸建設専門官事務連絡」第 1 項の、併用申請の限度額を一千万円未満を一億円未満に引き上げる。また、第 2 項の、変更後の国庫負担申請額が一千二百万円に達するを一億二千万円に達するに引き上げる。

 - 7 . 設計書添付図面(平面図及び標準断面図)を簡素化し、標準断面図による積上げをすることができるものとする。
- () 上記に掲げるもの以外の事項については、別途通知する。